クリーンディーゼル乗用車に係る税率の特例措置

適用対象	軽減税率	適用期間
平成21年排出ガス規制(ポスト新長期規制) に適合しているディーゼル乗用車	1. 0%軽減	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 9 月 30 日まで
	0.5%軽減	平成 21 年 10 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで